

さいたま市契約審査委員会設置要綱

(平成15年さいたま市制定)

(設置)

第1条 市が発注する委託業務、物品の賃貸借等の契約に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における見積合せ（以下「入札等」という。）を公正に行うため、契約審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託業務 次に掲げるものをいう。
 - ア 設計、調査及び測量の業務
 - イ 土木施設の維持管理の業務
 - ウ 清掃及び警備の業務、機械の保守管理の業務その他の役務の提供に係る業務
- (2) 賃貸借 物品の賃貸借をいう。
- (3) 電気需給 施設で使用する電気をいう。
- (4) 特定役務等 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける委託業務、賃貸借及び電気需給等をいう。
- (5) その他の審議案件 前各号に掲げるもののほか委員会において審議することが必要であると委員長が認める案件をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 入札等に付する委託業務、賃貸借、電気需給、特定役務等及びその他の審議案件（以下「委託業務等」という。）の契約方法に関すること。
 - (2) 委託業務等の一般競争入札の参加希望者の資格の審査等に関すること。
 - (3) 委託業務等の指名競争入札又は随意契約に係る指名業者の選定に関すること。
 - (4) 委託業務に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格又は低入札調査価格の設定に関すること。
 - (5) 賃貸借に係る計画案に関すること。
 - (6) 特定役務等について、指名競争入札を行う場合の指名基準に関すること。
 - (7) 委託業務等に係る現場説明会の開催に関すること。
 - (8) 委託業務のプロポーザル方式に係る審査に関すること。
 - (9) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 2 委員会は、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会、さいたま市物品納入等業

者選定委員会又はさいたま市業務委託業者選定委員会において審査するものは、前項の審査を省略することができる。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる局又は部ごとに設置し、その所管する範囲は同表に掲げるとおりとする。

2 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

3 委員長は、各局の長をもって充てる。ただし、局以外で委員会を設置する場合は、部長相当職以上の者をもってこれに充てる。

4 委員は、委員会を組織する局、部等に所属する職員から委員長が任命する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

3 委員会の会議は、非公開とする。

(会議の開催)

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎月1回開催する。

3 臨時会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

4 委員会は、委員長及び委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長が急施を要すると認めたとき又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

7 執行予定額が500万円未満の委託業務、賃貸借及び電気需給に係る審査については、会議の開催を省略することができる。ただし、委託業務のプロポーザル方式に係る審査を除く。

8 前項の規定により会議の開催を省略した場合は、当該委託業務、賃貸借又は電気需給を所管する部長の承認を得るものとする。この場合において、賃貸借については執行予定額が80万円以上、電気需給については執行予定額が160万円以上のものに限り、部長の承認を得るものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴く

ことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、局又は部の委員会に関する分掌事務を所掌する課所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 さいたま市業務委託業者選定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成15年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

局又は部の名称	所 管 す る 範 囲
市 長 公 室	市長公室内において発注する委託業務等
都 市 戦 略 本 部	都市戦略本部内において発注する委託業務等
総 務 局	総務局内の課所等において発注する委託業務等
財 政 局	財政局内の課所等において発注する委託業務等
市 民 局	市民局内の課所等において発注する委託業務等
ス ポ ー ツ 文 化 局	スポーツ文化局内の課所等において発注する委託業務等
保 健 衛 生 局	保健衛生局内の課所等において発注する委託業務等
福 祉 局	福祉局内の課所等において発注する委託業務等
子 ど も 未 来 局	子ども未来局内の課所等において発注する委託業務等
環 境 局	環境局内の課所等において発注する委託業務等
経 済 局	経済局内の課所等において発注する委託業務等
都 市 局	都市局内の課所等において発注する委託業務等
建 設 局	建設局内の課所等において発注する委託業務等
西 区 役 所	西区役所内の課所等において発注する委託業務等
北 区 役 所	北区役所内の課所等において発注する委託業務等
大 宮 区 役 所	大宮区役所内の課所等において発注する委託業務等
見 沼 区 役 所	見沼区役所内の課所等において発注する委託業務等
中 央 区 役 所	中央区役所内の課所等において発注する委託業務等
桜 区 役 所	桜区役所内の課所等において発注する委託業務等
浦 和 区 役 所	浦和区役所内の課所等において発注する委託業務等
南 区 役 所	南区役所内の課所等において発注する委託業務等
緑 区 役 所	緑区役所内の課所等において発注する委託業務等
岩 槻 区 役 所	岩槻区役所内の課所等において発注する委託業務等
消 防 局	消防局内の課所等において発注する委託業務等
出 納 室	出納室内の課所等において発注する委託業務等
教 育 委 員 会 事 務 局	教育委員会事務局の課所等において発注する委託業務等
議 会 局	議会局内の課所等において発注する委託業務等
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選挙管理委員会事務局内の課所等において発注する委託業務等
人 事 委 員 会 事 務 局	人事委員会事務局内の課所等において発注する委託業務等
監 査 委 員 事 務 局	監査委員事務局内の課所等において発注する委託業務等
農 業 委 員 会 事 務 局	農業委員会事務局内の課所等において発注する委託業務等